広域型特別養護老人ホームについての質問に対する回答

令和5年12月12日現在

（問）現在、広域型特別養護老人ホーム80床・ショートステイ20床です。
仮に広域型特別養護老人ホーム90床とショートステイ10床に変更した場合、広域型特別養護老人ホームで入院による空室が出た場合に空室をショートステイで利用することは問題ないと思われますが、広域型特別養護老人ホーム100床・ショートステイ0床に変更した場合、同様のケースで、その空室をショートステイとして利用することは可能でしょうか。

（答）併設ショートステイの全部を広域型特別養護老人ホームに変更した場合に、入所者の入院による空室をショートステイに利用することは、広域型特別養護老人ホームの入所者に利用されていない居室を利用し短期入所生活介護を行う（空床型）施設として申請又は届出があれば可能です。